

介護老人保健施設小金井あんす苑のご案内（重要事項）

《 運 営 規 定 の 概 要 》

1. 事業の目的及び運営の方針

【目的】 一般財団法人天誠会が設置運営する介護老人保健施設において適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って各種のサービス（介護老人保健施設サービス、短期入所療養介護（予防含む）、通所リハビリテーション（予防含む））を提供する。

【方針】 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様、医学的管理の下に機能訓練・看護・介護その他の日常的に必要なとされる医療並びに日常生活の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指し、利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図り、居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう在宅ケアの支援に努める。

利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある場合等緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行わない。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

介護老人保健施設が地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受ける事が出来るよう努める。

明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことが出来るようサービス提供に努める。

サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

2. 施設の名称及び所在地等

- ・ 施設名 : 介護老人保健施設小金井あんす苑
- ・ 開設年月日 : 平成9年9月20日
- ・ 所在地 : 東京都小金井市前原町5丁目3番24号
- ・ 連絡先 : TEL 042-388-7511、FAX 042-388-7510
- ・ 管理者 : 施設長 小森まき
- ・ 介護保険指定番号 : 1357080419

3. 利用者の定員 入所 97名
通所リハビリテーション 55名

4. 身体拘束等

原則として利用者に対する身体拘束を廃止します。

身体拘束等の適正化を図るため、指針を整備し、定期的な委員会を開催し従業者に周知徹底を図り、従業

者に対し定期的な研修を実施します。

5. 虐待の防止等

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するために指針を整備し、定期的な委員会を開催し従業者に周知徹底を行い、定期的な研修を実施します。

6. 褥瘡対策等

利用者に対し良質なサービスを提供する取組の一つとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定めその発生を防止する。

7. 施設利用に関する留意事項

【面会】 利用者の活動時間内であれば随時面会いただけますが、面会簿に必ずご記入下さい。

【外・外出】 当施設所定の用紙で事前にお届けください。

【設備・備品の利用】 施設内の設備・備品の個人的な占有利用はご遠慮下さい。

【所持品・備品の持込み】 利用期間に依りて必要と思われるものをお持ち下さい。又、全ての私物には必ず記名下さい。

【金銭・貴重品の管理】 施設利用に必要な小遣い程度の金銭は、利用者の責任で管理下さい。又、多額の現金・貴重品等はお預かり出来ません。

【外泊等の施設外での受診】 施設に医療管理責任がありますので事前に施設医師までご相談下さい。無断受診をされた場合は、全額自費で負担頂く事もあります。

【宗教活動】 施設利用中の宗教活動はご遠慮下さい。

8. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

9. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において利用者へのサービスを継続的に実施するため、業務継続計画を策定し、研修や訓練等の必要な措置を講じます。

10. 事故発生の防止及び発生時の対応

安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。又、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。

11. 衛生管理

- ・ 食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療器具の管理を適切に行う。
- ・ 感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための指針を定め必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- ・ 厨房勤務者等の定期的な衛生管理を行う。
- ・ 鼠族・昆虫等の駆除を定期的に行う。

《 職員の勤務体制 》

(令和6年6月1日現在)

職 種	入 所			通 所		業務内容
	基準人員	常勤(非常勤)	夜間	基準人員	常勤(非常勤)	
管理者	1人	1人	—	1人	*1人	
医師	1人	1人	—	1人	*1人	医療及び健康管理
薬剤師	0.3人	(1人)	—	—	—	調剤及び服薬指導
看護職員	9.4人	10人(8人)	1人	6人 (PT・OT・ST) (0.6人)	*1人(*3人)	看護及び介護
介護職員	23.6人	23人(11人)	4~5人		6人(7人)	介護及び生活リハビリ
理学療法士	0.97人	1人(2人)	—		3人	機能訓練及び生活リハビリ
作業療法士		1人(2人)	—		1人(1人)	
言語聴覚士	—	1人	—	0人		
支援相談員	1人	3人	—	—	1人	利用相談・サービス調整
管理栄養士	1人	1人	—	—	*1人	栄養管理及び食事指導
介護支援専門員	1人	1人、*2人	—	—	—	ケアプラン作成・管理
事務職員	—	5人	—	—	入所に含む	一般事務・請求事務
その他の職員	—	4人	—	—	—	

*印は兼務とする。

《 協力医療機関 》

下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしています。

◇ 武蔵野赤十字病院……………東京都武蔵野市境南町1丁目26番6号

◇ 武蔵境病院……………東京都武蔵野市境1丁目18番6号

◇ ミタカピースデンタルクリニック……………東京都武蔵野市中町1丁目24番15号

《 苦情を処理するために講ずる措置の概要 》

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応致しますが、玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申しいただく事も出来ます。

① 当施設の苦情対応：相談室……………042-388-7511

② 区市町村の苦情窓口：小金井市 介護福祉課……………042-387-9804

③ 介護保険相談窓口：東京都国民健康保険団体連合会 相談窓口

……………03-6238-0177